

権利変換の処分の公告

本組合の施行地区内における権利変換計画について、平成 29 年 12 月 25 日付け 29 豊まち第 137 号により豊橋市長の認可を受けましたので、都市再開発法第 86 条の規定により、下記のように権利変換の処分の公告をします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称
東三河都市計画 豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業
2. 施行者の名称
豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合
3. 事務所の所在地
豊橋市駅前大通二丁目33番地1
4. 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
豊橋市駅前大通二丁目
32 番 1、32 番 2、32 番 3、33 番 1、33 番 2、33 番 3、33 番 4、34 番、35 番、
36 番、37 番 1、37 番 2、38 番 1、39 番、40 番、41 番、42 番、43 番、45 番、
46 番、47 番、48 番 1、48 番 2、49 番 1、49 番 2、50 番、51 番、52 番 1、
52 番 2、62 番、71 番の一部、72 番 1、72 番 2、73 番の一部、74 番の一部、
75 番の一部、76 番の一部、3・4・64 号豊橋駅前通線の一部
5. 権利変換期日
平成30年1月8日
6. 権利変換計画の認可を受けた年月日
平成29年12月25日

平成 29 年 12 月 25 日

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

理 事 長 石 黒

